地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その4)

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)等により、平成26年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。なお、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成26年3月31日付事務連絡)を別添4、「疑義解釈資料の送付について(その3)」(平成26年4月10日付事務連絡)を別添5のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたしします。

歯科診療報酬点数表関係

【医学管理:歯科疾患管理料】

- (問1) 平成 26 年度歯科診療報酬改定において、歯科疾患管理料の算定要件が見直されたが、同一初診期間内において、初回の歯科疾患管理料を算定して以降、当該管理料の算定がない期間が前回算定日から起算して4月を超える場合であっても、継続的な管理が行われている場合においては、引き続き、当該管理料を算定して差し支えないか。
- (答) 差し支えない。
- (問2) 平成 26 年度歯科診療報酬改定において、う蝕多発傾向者の判定基準が見直されたが、判定に関する取扱い如何。
- (答) う蝕多発傾向者の判定基準の各年齢区分において、う蝕多発傾向者として判定された場合は、各年齢区分の期間において、口腔内状況の変化によらず、う蝕多発傾向者として取り扱う。

【手術:歯根端切除手術】

- (問3) 当該療養に規定される手術用顕微鏡についてはどのような医療機器が対象 となるのか。
- (答) 一般的名称が「手術用顕微鏡」、「可搬型手術用顕微鏡」又は「架台式手術 用顕微鏡」である医療機器が対象となる。

【歯冠修復及び欠損補綴:クラウン・ブリッジ維持管理料】

- (問4) クラウン・ブリッジ維持管理料の事前承認の対象は、外傷、腫瘍等により やむを得ず「隣在歯」、「隣在歯及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定 した歯冠補綴物が装着された歯」、「隣在歯及びクラウン・ブリッジ維持管 理料を算定したブリッジが装着された支台歯」のいずれかについて、抜歯し た場合に限定されるのか。
- (答) そのとおり。

【歯冠修復及び欠損補綴:CAD/CAM冠】

- (問5) CAD/CAM冠について、歯科用CAD/CAM装置を有していない歯科技工所の関わり如何。
- (答) 稀なケースと思料されるが、仮に歯科技工を行う場合は、歯科技工指示書により歯科医師がその旨を記載するとともに、届出にあたっては歯科用CAD/CAM装置を設置する歯科技工所を含め、全ての歯科技工所に関する内容及び当該装置を設置している歯科技工所(例:A歯科技工所:装置設置)が分かるように記載する。
- (問6) CAD/CAM冠の施設基準の届出において、単なるスキャニングのみを 行う装置をCAD装置として届出を行うことはできるか。
- (答) できない。CAD装置とは、コンピュータ支援設計により歯冠補綴物の設計を行うためのソフトウェアが具備され、医療機器として届出が行われた装置をいう。

【歯科矯正】

- (問7) 平成 26 年度歯科診療報酬改定において、別に厚生労働大臣が定める先天性疾患等の範囲が拡大されたが、平成 26 年3月末日まで既に自費診療にて矯正治療を行っていた場合であって、平成 26 年4月以降においても継続して当該歯科治療を行う場合の取扱い如何。
- (答) 平成 26 年度歯科診療報酬改定において、別に厚生労働大臣が定める疾患として新たに追加された疾患については、平成 26 年4月1日以降に、歯科矯正セファロ分析、口腔内写真、顔面写真等による分析結果や評価を踏まえた上で、治療計画書を患者に提供し、歯科矯正診断料を算定した場合にあっては、当該疾患に係る歯科矯正治療は保険給付の対象となる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の「傷病名部位」欄に当該疾患名を記載し、自費診療からの保険診療へ移行した旨を「摘要」欄に記載する。